

令和8年度（2026年度）熊本県立熊本聾学校 高等部専攻科（理容科）入学者募集要項

1 募集定員

理容科 8人

2 出願資格

入学を志願することができる者は、原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す聴覚障がいのある者で、聴覚障がい者を対象とする特別支援学校の高等部本科理容科を令和8年（2026年）3月に卒業見込みの者（卒業した者）で、以下の条件を満たしている者とする。

①保護者・本人ともに本県に住所を有する者（入学志願者が成人の場合は保護者の住所は問わない。）

②熊本聾学校（以下、本校）の「出願に係る個別の教育相談」を本年度に受けている者

（注）学校教育法施行令第22条の3に示す聴覚障がいとは、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することができない。

※ 健康上の理由等の特別な事情により、本人等が来校して「出願に係る個別の教育相談」を受けることが困難な場合は、本校に相談すること。

3 通学区域

通学区域は、熊本県立特別支援学校の通学区域に関する規則に定めるところにより、熊本県下全域とする。

4 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための個別面接の結果を資料として、本校高等部専攻科の教育に対する適性について判定し、本校校長が行う。
- (2) 入学願、調査書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

5 出願期間

出願期間は、令和8年（2026年）2月12日（木）から令和8年（2026年）2月17日（火）までの間、午前9時から午後4時までとし、最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

なお、郵送による場合は、出願者の住所・氏名を記入し、110円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封の上、令和8年（2025年）2月16日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 出願手続等

- (1) 入学願（様式1）、受検票（様式2）、写真票（様式3）、調査書（様式4）、聴力検査票（様式5）、事前提出課題（様式8）を出身学校の校長を経て、出願期間内に本校校長に提出する。ただし、様式5については、本校高等部本科理容科在籍者又は卒業した者は不要とする。

なお、入学願の保護者の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しないものとするが、その場合は、出身学校の校長は、出願時に本校校長に口頭及び文書で説明すること。

- (2) 入学者選抜手数料は無料とする。
- (3) 出願は、公立学校のうち1校限りとする。いったん入学願を提出した後には、(4)の場合を除き、どのような変更(出願期間内に、ある学校への出願を取り消して別の学校へ出願することも含む。)も認めない。
- (4) 出願取消し(出願を取り消した後、どの特別支援学校へも出願しない場合をいう。)の場合は、令和8年(2026年)2月18日(水)から令和8年(2026年)3月3日(火)までの間、午前9時から午後4時までとし、本人、保護者及び出身学校の校長連署の上、文書で本校校長に届け出なければならない。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

7 県外からの出願

- (1) 県外から出願する者は、入学式当日までに保護者とともに確実に県内に転居することとし、居住する都道府県の教育委員会を経て、令和8年(2026年)1月13日(火)までに熊本県教育委員会に熊本県立特別支援学校高等部専攻科入学志願許可願(様式6)を提出し、許可を得なければならない。許可後、出願の手続をすること。

なお、県外から出願する者においても、本校の「出願に係る個別の教育相談」を受けることとするが、来校が困難な場合は、本校に相談すること。

- (2) 保護者の転勤等やむを得ない事情によって、5に示す期間に出願できなかった場合には、特例として令和8年(2026年)2月24日(火)から令和8年(2026年)2月27日(金)までの間、午前9時から午後4時まで受け付ける。

なお、この場合、速やかに(1)に記載する熊本県立特別支援学校高等部専攻科入学志願許可願及びやむを得ない事情のため5に示す期間内に出願できなかったことを証明する書類を、居住する都道府県の教育委員会を経て、熊本県教育委員会へ提出すること。

- (3) 出願手続等は、6の(1)に示した必要書類のほかに、「県外からの県立特別支援学校高等部専攻科入学志願についての証明書」(様式7)を本校校長に提出すること。ただし、様式7に準じたものであれば各県等で定めたものを使用してもよい。

8 調査書の作成・提出

- (1) 調査書の作成

出身学校の校長は、調査書(様式4)を作成する。

なお、調査書は、「調査書記入上の注意事項等について」を参照の上、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

- (2) 調査書の提出

出身学校の校長は、調査書を前記5で示した「出願期間」に、本校校長に提出しなければならない。

- (3) 令和7年(2025年)3月以前に特別支援学校の高等部本科理容科を卒業した者については、出願する者が卒業した年度に本校校長が定めた調査書の様式に従って作成すること。

なお、令和2年(2020年)3月以前に特別支援学校の高等部本科理容科を卒業した者については、調査書の提出を要しない。

9 検査

- (1) 内容 個別面接（20分以内）
6の(1)に示した事前提出課題（様式8）に記載された内容に関する質問を含む。
- (2) 期日 令和8年（2026年）3月4日（水）
午前 9時00分 受付開始（本校高等部1階）
午前 9時30分 控室集合完了、日程説明、諸連絡
午前10時00分 個別面接（順次）
- (3) 検査場 本校高等部教室
- (4) 出願の手続をした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、本校校長は、この検査に代わる他の適当な措置を講じることができる。

10 健康診断

本校校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査が必要と認める場合には、学校医又は公的な医療機関による検査を求めることができる。

11 特別な配慮を要する受検者への配慮事項

- (1) 配慮の内容
特別な配慮とは、在籍する学校で日常的に障がいに応じて適切に実施されているもののうち、本校高等部専攻科が教育の対象としている聴覚障がいに対して行う通常の配慮以外のものとする。
- (2) 手続の方法等
ア 出身学校の校長は、障がい等により本校が実施する方法で受検をすることが困難と認められる者が出席する場合には、速やかに本校校長へ口頭及び文書で説明すること。
イ 本校校長は、出身学校の校長から連絡があった者のうち、あらかじめ定めた方法で受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

12 海外帰国生徒等の取扱い

- (1) 出身学校の校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、速やかに本校校長へ口頭及び文書で説明すること。
- (2) 本校校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

13 合格者の発表

- (1) 日時 令和8年（2026年）3月12日（木）午前11時～
(2) 方法 本校のホームページにおいて、受検番号で発表する。
電話による問合せは控えること。
<https://sh.higo.ed.jp/kumaro/> 右は二次元コード
インターネット回線状況により、アクセスに時間を要する場合がある。



14 合格者説明会

- (1) 日時 令和8年（2026年）3月13日（金）
- (2) 対象 合格者とその保護者等
- (3) 場所 本校1階会議室
- (4) 時間 午後1時30分～午後3時
(寄宿舎への入舎を希望する場合は、午後3時から入舎説明会を実施する。)
- (5) 内容 入学に関わる諸連絡

15 その他

本要項に記載がない事項については、「令和8年度（2026年度）熊本県立特別支援学校入学者選抜要項」に準じて実施する。

問合せ先

熊本県立熊本聾学校

〒862-0901 熊本市東区東町3丁目14番2号

TEL (096) 368-2135

FAX (096) 368-2137

担当：教頭 瀧口 秀伸